

平成28年熊本地震に関する共同提言(本文)

関西学院大学災害復興制度研究所と日本災害復興学会復興法制度研究会は、熊本地震から1か月を迎え、今、被災地に求められる法政策上の課題をまとめました。「人間復興」を基本的視座に置き、雲仙・阪神・新潟中越等の経験と教訓の蓄積に基づき、東日本大震災以降に整備された制度が活かされることを願って急ぎ取りまとめたものです。

第1 東日本大震災以降に改正された最新の法制度に基づく施策の確実な実行

- 1 基本理念規定(災対法2条の2第4、5、6号)に掲げる、人命の最優先保護、被災者の事情を踏まえた適切な援護、速やかな災害復興等の実施状況の点検及び改善

東日本大震災を教訓に災害対策基本法が大きく改正されました。特に、被災者支援のあり方については多くの条文が設けられました。

2条の2において、災害対策の基本理念が掲げられております。基本理念に則って、被災者の側にたった立法・運用がなされることを求めます。それらの規定が遵守されているのかを点検し、遵守されていない状況があれば速やかに改善して下さい。

- 2 被災者の心身の健康・居住場所確保、災害時要配慮者への必要な措置、的確な情報提供、専門家等も活用した相談の実施(災対法8条2項第14、15、17号)

国・自治体に対して、被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保といった措置、高齢者、障害者、乳幼児といった災害時要配慮者への必要な措置、被災者に対する的確な情報提供、相談を実施するよう求めます。

- 3 避難所の生活環境の整備(災対法86条の6)と避難所に避難していない在宅被災者等への適切な措置(災対法86条の7)

食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう求めます。特に、避難所に避難していない被災者への配慮を怠らないようにして下さい。

- 4 被災者台帳の導入と被災者援護等に向けた個人情報の利活用(災対法90条の3、4)

被災者の生活再建を確実かつスムーズに支援するためには、被災者台帳の導入が不可欠となっております。市町村が早期に導入できるよう国・県が技術的・財源的・法務的なサポートをするとともに、被災者台帳が有効に機能するために個人情報を利活用できるような措置を講じることを求めます。

第2 東日本大震災と同等の施策の実現

- 1 被災ローン減免制度の徹底活用(個人向け)と、熊本地震事業者再生支援機構(事業者向けの債権買取・再建支援)の創設

被災者の生活再建、被災事業者の再建を円滑に進めるために、東日本大震災において取られた同等の措置がとられるよう求めます。まずは、地震前に負債を有していた被災者、被災事業者(商工業、農林水産業等)であっても再建の道が閉ざされないよう、被災ローン減免制度の徹底活用と事業者再生支援機構の創設をして下さい。

- 2 被災マンション法、大規模災害借地借家法の適用

震災後の建物・不動産に関する権利をめぐる紛争により、円滑な住宅再建・まちの再建が阻害されることがないように、被災マンション法、大規模災害借地借家法の適用を求めます。

- 3 災害援護資金の貸付けに関する緩和措置(利息減免、保証人不要、免除要件緩和)の実施

災害弔慰金等法に基づいて貸与される災害援護資金の貸付につき、東日本大震災においてとられた同等の緩和措置(東日本大震災特別財政援助法に基づく利息減免、保証人不要、免除要件緩和を参照)をとることを求めます。

- 4 義援金の差押禁止の立法措置

被災者の生活再建を促進し、かつ、義援金を寄付して頂いた人の願いを反映させるために、義援金についても被災者生活再建支援金・災害弔慰金と同様、差押を禁止する立法措置をとることを求めます。

第3 過去の災害経験・教訓を踏まえ、被災地の現状に即した施策の実現

1 災害救助法の弾力的適用（特に住宅修理と、みなしも含めた応急仮設住宅の対応）

いわゆる「一般基準」に固執することなく災害救助法を弾力的に適用していくことを求めます。特に、居住場所の確保については、これまでに採用されてきた「特別基準」を設定するとともに、被災地・被災者のニーズに応じてあらたな「特別基準」の設定を検討して下さい。

2 広域避難の実現と避難者への支援の確保（情報提供、個人情報共有、生活保障等）

被災地における避難所の過密状態の解消に向けて、広域避難の促進を図ることが重要です。促進を図るために広域避難に関する情報提供を行い、広域避難をした人に支援が行き渡るように個人情報の共有をすすめ、広域避難をした人に対する生活保障として現金支給を求めます。

3 生活保護制度と被災者支援制度の間の調整（義援金等の収入認定の誤り等の是正）

生活保護世帯あるいは生活保護を受けようとしている世帯にとって、義援金等の被災者支援に係る寄付金・支援金は生活再建に不可欠のものです。従来どおり、自然災害において義援金等は収入認定から除外するという運用をすべての市町村に徹底させるよう求めます。

4 関連死の防止に向けた必要かつ最大限の措置と、各市町村における認定と審査の実施、発生事例の丁寧な把握・分析

とにかくこれ以上の災害関連死を出さないように最大限の努力をするとともに、被災者の事情をより理解できる市町村レベルでの認定・審査が実施されることを求めます。また、再発防止に向けての調査・分析をして下さい。

5 災害弔慰金・見舞金の仕組みの見直し（「主たる生計維持者」基準の見直し等）

災害弔慰金等の支給において、遺族・障害者につき103万円を超える所得があると「主たる生計維持者」の死亡・障害と見なされず、500万円ではなく250万円しか支給されないという市民感覚からかけ離れた基準の設定の見直しを求めます。

6 被災者生活再建支援制度の拡充と、住宅再建にとどまらない生活再建の支援

被災状況に応じた支援金の増額を検討し、半壊・一部損壊世帯にも支給されるように支給の範囲を拡大するとともに、住宅再建にとどまらず、収入減世帯に対する所得・収入保障など生活再建の支援に対しても支援金が支給されるよう求めます。

7 地盤被害の補修に対する十分な公的補助

熊本地震では、宅地から大規模な地盤まで数多くの地盤被害が発生していますが、その補修費用を、被災者個人や被災自治体で負担することは困難です。東日本大震災の復興交付金等、これまでの災害の枠組みにとらわれない、柔軟な補助の仕組みの創設を求めます。

8 自治体による独自施策の実施を促進（熊本県と大分県の支援格差の是正等）

熊本地震においては、被災地である熊本県と大分県とでは独自施策の存否に隔たりがあることからすでに支援格差が生じております。いずれの被災自治体においても等しく東日本大震災の被災地で講じられた同等の独自施策が実施されるような財政措置を求めます。

9 被災地の自由裁量を保障した民間財団方式による「復興基金」の早期設置

雲仙普賢岳災害以降、大きな災害が起きた場合、「復興基金」を創設し、被災地の災害復興に役立てております。熊本地震においては、被災地の自由裁量を保障した「民間財団方式」による復興基金を早期に創設することを求めます。